函館市住宅リフォーム補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は，市民が行う既存住宅のバリアフリー化，省エネ化および耐震化に係る工事費用の一部を補助することにより，環境負荷が少なく，かつ，市民の安全・安心な住まいの実現を支援するとともに，市内建築産業の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において用いる用語の定義は，次の各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア　「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成１８年１月２５日付け国土交通省告示第１８４号別添）」第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断

イ　国土交通大臣が上記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法（「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）（平成３１年１月１日国住指第３１０７号）」による耐震診断）

(2) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。次号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員

法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（補助対象住宅）

第３条　補助の対象となる住宅は，市内に存する一戸建て住宅（住宅と店舗等の他の用途を兼ねるものを含む。以下同じ。），長屋または共同住宅とする。

なお，昭和５６年（1981年）６月１日以降に工事に着手した

住宅もしくは昭和５６年（1981年）５月３１日以前に建築または工事に着手した住宅であって，次のいずれかの条件を満たすものに限る。

ア　耐震改修工事（耐震診断による上部構造評点が１．０未満のものについて，耐震性の判断基準に係る上部構造評点を１．０以上とする工事，以下同じ。）が実施されているもの。

イ　耐震診断の結果，上部構造評点が１．０以上であるもの。

ウ　本補助事業と同時もしくは本補助事業により耐震改修工事を行うもの。

（補助対象者）

第４条　補助の対象者は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 自らが所有し，居住している住宅を改修する者または市内に所有する住宅を改修して居住しようとする者（第１４条に規定する報告までに当該住宅に入居する者に限る。）

(2) 市税の滞納がない者

(3) 暴力団員でない者

（補助対象工事）

第５条　補助の対象となる工事は，次の各号のいずれにも該当し，かつ，改修により性能の向上もしくは改善を伴うものとする。なお，増築に係るものを除く。

(1) 次の区分毎に掲げるいずれかの改修工事

ア　バリアフリー改修工事

次に掲げる改修等で市長が別に定める工事基準に適合するもの（住宅と店舗等の他の用途を兼ねるものにあっては住宅部分，長屋および共同住宅にあっては専有する住戸部分で行う改修等に限る。）

(ｱ) 便所の改修

(ｲ) 階段勾配の緩和

(ｳ) 段差解消

(ｴ) 通路の拡幅

(ｵ) 手すりの設置（屋外を含む）

(ｶ) 出入口の改修

(ｷ) 玄関前スロープの設置

イ　省エネ改修工事

次に掲げる改修等で市長が別に定める工事基準に適合するもの（住宅と店舗等の他の用途を兼ねるものにあっては住宅部分，長屋および共同住宅にあっては専有する住戸部分でかつ（ア）の改修に限る。）

(ｱ) 浴室の全面改修

(ｲ) 開口部の断熱改修

(ｳ) 壁の断熱改修

(ｴ) 天井または屋根の断熱改修

(ｵ) 床の断熱改修

ウ　耐震改修工事

３階建て以下（木造部分の階数は２以下）の木造在来軸組構法の一戸建て住宅において，耐震改修工事を実施するもの

なお，住宅と店舗等の他の用途を兼ねるものは，住宅に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１以上のものに限る。

(2) 次に掲げる工事に要する費用等の合計が，３０万円以上の工事

ア　前号アおよびイに規定する工事について市長が別に定める工事基準額または工事に要する費用（消費税等相当額を含む。以下同じ。）のいずれか少ない額

ただし，前号ア(キ)に規定する工事は，工事に要する費用とする。

イ　前号ウに規定する工事に要する費用

(3) 次に掲げるいずれかに該当する事業者が施工する工事。ただし，第17条第４号に該当する者を除く。

ア　市内に主たる営業所を有する事業者で，建設業法に基づく建設業の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）または住宅のリフォーム工事に関する施工実績を有する者として市長が別に定める者（以下「認定事業者」という。）

イ　補助対象住宅を建築した事業者

(4) 補助金の交付決定後に工事請負契約を締結し，申請年度の２月末日までに工事の受渡しおよび請負金額の支払いを完了する工事

（補助の条件）

第６条　市長は，補助対象工事に要する費用の一部を補助するため，予算の範囲内で補助金を交付する。なお，補助金の交付は，同一年度内において，同一住宅（住戸）または同一申請者につき１回限りとするが，第５条第１号アもしくは同号イと併せて同号ウの申請を行う場合は併せて１回とみなす。

２　補助を受けようとする工事について，国，北海道または市の制度による他の補助，助成等を受ける場合は，当該工事は補助金の交付の対象としない。

３　前項の規定にかかわらず，前項に規定する補助，助成等を受ける場合において，当該補助，助成等の対象となる工事と補助金の対象工事を明確に区分することができ，市長が他の補助，助成等と重複しないと認める場合は補助金を交付することができる。

４　補助を受けようとする住宅または者が，第５条第１号に定める同一の工事区分に係る補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の４月１日から起算して１０年を経過していない場合は，補助金の対象工事としない。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は，次の各号のとおりとする。

(1) 第５条第１号アおよびイの工事については，同条第２号アに規定する費用の合計の２０％以内の額（千円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。），かつ，上限額は２０万円とする。

なお，同条第１号アおよびイを同時に行う場合にあっても，上限額は２０万円とする。

(2) 第５条第１号ウの工事については，同条第２号イに規定する費用の２０％以内の額（千円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。），かつ，上限額は４０万円

とする。

（補助金の交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 補助金算定表（様式第２号）

(2) 申請者の住民票の写しおよび市税の納税証明書

(3) 一戸建て住宅または専有する住戸部分の登記事項証明書（不動産登記情報を含む。）

(4) 工事見積書

(5) 改修する住宅の付近見取図のほか，改修箇所および内容を示す図面等

(6) 改修しようとする箇所の写真

(7) 昭和５６年(1981年)５月３１日以前に建築または工事に着工したものにあっては，次のいずれかの書類

(ｱ) 耐震改修工事が実施されている場合にあっては，当該耐震診断書，補強計算書，工事設計図，工事写真等

(ｲ) 耐震診断の結果，上部構造評点が１．０以上であることを証明する耐震診断書

(ｳ) 本補助事業と同時もしくは本補助事業により耐震改修工事を行う場合は，耐震診断書および補強計算書

(8) 補助金の振込先を記した書類

(9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第９条　市長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請の内容を審査し，補助金の交付を決定するものとする。

２　市長は，補助金を交付すると決定した者に対しては交付決定通知書（様式第３号）により，交付しないと決定した者に対しては，不交付決定通知書（様式第４号）により，通知するものとする。

３　市長は，第１項の審査にあたり必要と認める場合は，住宅の状況等について必要な調査を行うことができる。

４　市長は，補助金を交付すると決定する場合において，必要があると認めるときは，条件を付し，または申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（申請の取下げ）

第１０条　補助対象者は，補助金の交付申請を取下げるときは，交付申請取下げ届（様式第５号）により，市長に届け出なければならない。

２　補助対象者から前項の規定により届け出があったときは，市長は補助金の交付決定を取下げるものとし，補助対象者に対し，交付申請取下げ承認通知書（様式第５号の１）により通知するものとする。

（変更申請）

第１１条　補助対象者は，交付の決定の内容を変更しようとするときは，工事内容等変更申請書（様式第６号）に変更の内容を確認することができる次に掲げる書類を添えて，市長に申請しなければならない。ただし，当該申請において，補助金の増額はできないものとする。

(1) 変更しようとする補助金算定表（様式第２号）

(2) 変更しようとする第８条第４号から第７号および第９号に規定する書類

(3) 第５条第４号に規定する工事請負契約を締結した書面の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（変更承認）

第１２条　市長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請書の内容を審査し，補助金の交付決定額の変更をする者に対しては変更承認・交付決定変更通知書（様式第７号）により，補助金の交付決定額の変更がない者に対しては変更承認通知書（様式第８号）により，通知するものとする。

２　市長は，前項の規定による通知をする場合，必要があると認めるときは，条件を付し，または申請内容に修正を加えて通知することができる。

（中間検査）

第１３条　耐震改修工事を行う場合においては，補助対象者は，耐震改修工事による補強箇所等を目視確認できる時期に，耐震改修工事中間報告書

（様式第９号）に次の書類を添えて市長に報告し，中間検査を受けなければならない。

(1) 耐震改修工事に係る写真（補強箇所ごとの施工中および施工後の状況を確認できるもの）

(2) その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の規定による中間検査の結果，耐震改修工事が適切に行われていないと判断した場合は，補助対象者に対し，耐震改修工事を適切に行うよう指導しなければならない。

（実績報告）

第１４条　補助対象者は，補助対象工事が完了したときは，工事が完了した日から３０日以内または２月末日のいずれか早い方に実績報告書（様式第１０号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 工事代金の支払いが完了していることを証する書類

(2) 補助対象者が第４条第１号に規定する住宅を改修して居住しようとする者である場合は，申請住宅に入居したことを確認できる住民票の写し

(3) 施工後の工事写真（補助対象工事に係る資材が，施工後，工事基準に適合していることが確認できなくなる場合，工事基準に適合していることが確認できる施工中の写真も添付）

(4) 第５条第４号に規定する工事請負契約を締結した書面の写し

(5) 出荷証明書の写し（第５条第１号イに規定する工事に限る。）

(6) 撤去工事を伴う工事については，産業廃棄物管理票Ｄ票（電子マニフェストにあっては確認票）の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１５条　市長は，前条の規定による報告を受けた場合は，当該報告書の内容を審査し，必要に応じて完了検査を行い，当該報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，交付額確定通知書（様式第１１号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

２　市長は，前項の審査の結果，成果が補助金の交付の決定の内容およびこ

れに付した条件に適合しないと認めるときは，必要な是正措置を命じ，是正の措置がなされたことを確認した後，前項に規定する補助金の額の確定および通知をするものとする。

（補助金の交付）

第１６条　市長は，前条の規定による補助金の額の確定後，補助対象者の請求により補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１７条　市長は，補助対象者が次に掲げるいずれかに該当するときには，補助金の交付の決定の全部または一部を取消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく市長の措置に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき

(3) 補助対象者が暴力団員であることが判明したとき

(4) 補助対象工事を施工する事業者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（事業者が個人である場合にはその者を，事業者が法人である場合にはその役員または代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき

イ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

ウ 役員等が自己，自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって，暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

エ 役員等が，暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し，または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，もしくは関与していると認められるとき

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

カ 下請け契約その他の契約に当たり，その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められるとき

(5) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき

（補助金の返還）

第１８条　補助金の交付の決定を取消した場合において，当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第１９条　市長は，第１５条第２項による命令または第１７条の規定により補助金の交付の決定の取消しをするときは，補助対象者に対してその理由を示すものとする。

（住宅建築事業者認定申請等）

第２０条　補助対象者が，第５条第３号イに定める事業者（以下「住宅建築事業者」という。）に工事を行わせようとする場合で，当該事業者における法人の合併その他事業者の変遷が多岐にわたるときは，住宅建築事業者認定通知書（第１３号様式）の写しを添付することができる。

２　前項に定める住宅建築事業者であることの認定を受けようとする事業者は，住宅建築事業者認定申請書（第１２号様式）に，当該事業者の変遷を証する書類を添えて市長に申請することができる。

３　市長は，前項の申請があったときは，当該申請に係る書類の内容を審査し，その内容が適切であると認めた場合は住宅建築事業者認定通知書（第１３号様式）により，また，その内容が不適切であると認めた場合は住宅建築事業者不認定通知書（第１３号の１様式）により，申請した事業者に通知するものとする。

（その他）

第２１条　本要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，函館市補助金等交付規則（昭和６２年規則第４３号）に定めるところによる。

第２２条　市長は，この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年３月２６日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年６月３０日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。